

一般財団法人京都府社会保険協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人京都府社会保険協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、健康保険、厚生年金保険等各種社会保険制度の被保険者（被保険者であった者を含む。）及びその被扶養者（以下「被保険者」という。）の福利を増進し、社会保険制度の普及発展及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会保険制度の普及発展に資する事業
 - (2) 被保険者等の健康の保持増進に関する事業
 - (3) 社会保険事業の円滑な運営を図るため必要な事業
 - (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項1号から4号の事業は、京都府において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から

除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長(第19条第3項に定める会長をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、
備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員10名以上、20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠としての選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の対する報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選により選定する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他、評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

但し、評議員会に代理人が出席して議決権を行使すること、評議員が評議員会に出席することなく、書面によって評議員会の議決を行使すること及び評議員が議案の賛否について、個々の評議員の賛否を個別に確認する方法で過半数の評議員の賛成を得て決議するような、いわゆる持ち回り決議をすることは認めない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く、評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中かから得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した評議員のうち2名が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上、27名以内
- (2) 監事 2名以上、3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長及び1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は会長の補佐を行い、常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対しての業務の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるとき、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、会長が務める。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の決定
- (3) 会長、副会長及び常務理事選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

但し、理事会に代理人が出席して議決権を行使すること、理事が理事会に出席することなく、書面等によって理事会の議決権を行使すること及び理事が議

案の賛否について、個々の理事の賛否を個別に確認する方法で過半数の理事の賛成を得て決議するような、いわゆる持ち回り決議をすることは認めない。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する、同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事録については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会 員

(会員)

第31条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した京都府内に所在する健康保険法又は厚生年金保険法の適用を受ける事業主とする。

2 前項の規定により入会又は退会しようとする事業主は、別に定める入会届又は退会届をこの法人に提出しなければならない。

(会費)

第32条 会員は、理事会において、別に定める会費を納入しなければならない。

(会費の不返還)

第33条 既納の会費は、返還しないものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第36条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によりおこなう。

第11章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び必要な職員を置く。

第12章 雑 則

(委任)

第39条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する、同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する、同法第106条第1項に定める民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の

登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の会長は、両角和夫とする。

別表 基本財産(第5条関係)

財産種別	場所・物量等
預 金 等	12,810,000円

4 この定款は、令和8年6月19日から施行する。